⑻　評価結果に関する事項

財務報告に係る内部統制の評価結果は、次に掲げる事項のいずれかを記載するものとする。

［ａ～ｄ　略］

⑼　付記事項

ａ　［略］

ｂ　事業年度の末日後に開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置がある場合には、その内容

事業年度の末日において、開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制が有効でないと判断した場合において、事業年度の末日後内部統制報告書の提出日までに、当該開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置があるときは、その内容を記載すること。なお、当該提出日までに、当該措置により当該開示すべき重要な不備を是正し、財務報告に係る内部統制が有効であると判断した場合には、当該措置の内容と併せて当該措置が完了した旨を記載することができる。

ｃ　当事業年度の直前事業年度に係る内部統制報告書に開示すべき重要な不備を記載している場合には、その是正状況

当事業年度の直前事業年度に係る内部統制報告書に開示すべき重要な不備を記載している場合において、当事業年度の末日までに当該開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置があるときは、その内容及び当該措置による当該開示すべき重要な不備の是正状況を記載すること。ただし、当該是正状況の記載内容が当該内部統制報告書に記載している事項又は当事業年度に係る内部統制報告書に記載する⑻ｃに掲げる事項と同一の内容となる場合には、これを記載しないことができる。

⑽　［略］

第二号様式

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の４第__項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】⑵	
【代表者の役職氏名】⑶	
【最高財務責任者の役職氏名】⑷	
【代理人の氏名又は名称】⑸	
【代理人の住所又は所在地】	
【電話番号】	
【縦覧に供する場所】⑹	名称 （所在地）

［１～５　略］

（記載上の注意）

［⑴～⑺　略］

⑻　評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項

［ａ～ｃ　略］

⑻　［同左］

財務報告に係る内部統制の評価結果は、次に掲げる区分に応じ記載するものとする。

［ａ～ｄ　同左］

⑼　［同左］

ａ　［同左］

ｂ　［同左］

事業年度の末日において、開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制が有効でないと判断した場合において、事業年度の末日後内部統制報告書の提出日までに、記載した開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置がある場合には、その内容を記載すること。

［加える。］

⑽　［同左］

第二号様式

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の４第__項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】⑵	
【代表者の役職氏名】⑶	
【最高財務責任者の役職氏名】⑷	
【代理人の氏名又は名称】⑸	
【代理人の住所又は所在地】	
【電話番号】	
【縦覧に供する場所】⑹	名称 （所在地）

［１～５　同左］

（記載上の注意）

［⑴～⑺　同左］

⑻　［同左］

［ａ～ｃ　同左］